

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 不納欠損の整理について、文言の改正を行います。
- 2 契約について、入札の手続や検査調書に関する条文の規定整備を行います。
- 3 予算の流用及び予備費の充当について、決裁権限を変更します。
- 4 決算に関する書類の報告期限を変更します。
- 5 この規程は、平成25年4月1日から施行します。